

令和4年第2回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

**1 開催日時** 令和4年6月16日（木曜日）午前10時59分～午前11時17分

**2 開催場所** 第1・2委員会室

**3 審査案件**

議案第92号 青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める請願

**○出席委員**

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	藤田 誠
委員	中村 節 雄		

**○欠席委員**

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

環境部長	高村 功 輝	福祉部次長	加福 拓 志
福祉部長	福井 直 文	市民病院事務局次長	長内 哲 史
保健部長	坪 真紀子	市民病院事務局総務課長	阿部 崇
保健部理事	千葉 康 伸	関係課長等	
市民病院事務局長	岸田 耕 司		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主事	北山 賢 臣	議事調査課主査	猪口 茂 樹
議事調査課主査	岩間 憲 仁		

**○村川みどり委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において、本委員会に付託されました議案 1 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 92 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和 4 年第 2 回市議会定例会に提出いたしました議案第 92 号「青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定」について御説明いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

はじめに、今回の条例改正は、令和 4 年度の診療報酬改定に伴う改正であり、令和 4 年 3 月 4 日に告示された「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示」による療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正に伴い、選定療養費に係る非紹介患者初診料及び再診加算料の額を改定するものです。

次に、告示の内容であります。外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者等について、その診療に係る定額負担の最低金額及び保険給付範囲を見直すものです。その対象は一般病床 200 床以上の地域医療支援病院や特定機能病院等であり、市民病院は地域医療支援病院となっております。

定額負担の最低金額については、初診の場合は、医科で 5000 円から 7000 円に、歯科で 3000 円から 5000 円にそれぞれ 2000 円引き上げられ、再診の場合は、医科で 2500 円から 3000 円に、歯科で 1500 円から 1900 円に引き上げられたものです。

保険給付範囲の見直しについては、初診の場合は、医科・歯科ともに 200 点、いわゆる 2000 円、再診の場合は、医科で 50 点、歯科で 40 点が定額負担を支払った患者の保険給付範囲から控除されることとなります。

2 ページに告示の内容のイメージを記載しておりますので御覧ください。

定額負担の額を 7000 円に設定した場合、定額負担の増額分 2000 円については、医療費から差し引かれることとなるため、病院の収入は変わりません。

次に、条例改正の内容については、国が定めた最低金額に消費税を加えた額とし、非紹介患者初診料については、医科で 7700 円、歯科で 5500 円、再診加算料については、医科で 3300 円、歯科で 2090 円とするものです。

なお、助産に係るものについては消費税非課税となっておりますので、国が定めた最低金額と同額となります。

次に、施行期日については、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生

労働大臣が定める掲示事項等の一部改正の施行日である令和4年10月1日としております。

3ページ目には、新旧対照表を添付しております。内容は御説明した内容を反映させたものとなっております。

なお、改正の周知については、院内掲示やホームページ等で行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** ただいまの説明の中で、告示の内容として、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進するという観点からということなんですけれども、ちょっと、この認識について聞きたいなと思います。私は、かみ砕いて、これをしゃべれば、いわゆるかかりつけ医の推進ということが、この目的として挙げられているのかなというふうに私なりには解釈しているんですけれども、その部分について、市はどのように受け止めているのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 国では、今回、いろんな改正の中で言ってきたのが、外来についても、地域のかかりつけ医とそれ以外の大きな病院とで、きちんと役割分担をしましょうと。それで、それを一層推進させていくことが、医療全体の適切な、何というんでしょう、役割分担につながるという観点で、これが拡大されたものと認識しております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** それから、先ほど、周知のことについて、ホームページと院内掲示ということだったんですが、そのほかに、例えば、「広報あおもり」とかに載せるとかということは考えてないのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 現時点においては、「広報あおもり」まではやっていませんけれども、今後、それについては検討していきたいと考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** やはり、市民病院とか、自治体病院にしか果たせない役割があると私は思います。それで、ただでさえ、今、同じ時期の10月1日から、医療費の窓口負担を75歳以上で2割化するということや、物価の高騰もある中で、さらなる市民の負担増につながる、こうしたことはやるべきではないということで反対します。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第 92 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 3 号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 請願第 3 号「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を求める請願」に対する本市の意見について申し述べさせていただきます。

まず、当該請願の内容であります。請願書によりますと、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となり、最近では鬱や認知症の危険因子になることが指摘されています。補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、鬱や認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられていることから、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求めるものであります。

高齢者の補聴器購入助成については、身体障害者福祉法施行規則に定められている聴力レベル以上であれば、申請により身体障害者手帳の交付を受けることが可能であり、この場合においては、国の補装具費支給制度により、補聴器購入費用の一部を支給しておりますが、身体障害者手帳の交付を受けていない場合は支給の対象としておらず、市も独自の助成制度は設けておりません。

高齢者の難聴は、認知症や鬱病の要因の一つとされる研究結果もあり、特に難聴と認知症の関係については、平成 30 年度から、国において、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能の低下予防の効果を検証するための研究が行われており、難聴があると認知機能の低下の割合が高いことが示されておりますが、補聴器を用いた認知症の予防については、研究段階と聞いており、市といたしましては、これまで、研究結果を注視してきたところであります。

難聴を含めた老化に伴う身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことは、実施による効果を見極める必要があるため、引き続き、研究結果を注視し、その結果を踏まえて検討していくべきものと考えておりますことから、請願事項であります「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること」につきましては、考えておりません。

説明は以上でございます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** この補聴器についてなんですけれども、市の答弁とか、これまでのやり取りなんかを聞いていますと、認知機能のことが、すごく注目されて、フォーカスされているというふうに思います。それで、確かに認知機能のこともすごく重大な要素の一つだとは思いますが、この請願の中にもあるとおり、生活の質を落とさずという意味でもやってほしいということなんです。中軽度の状態をそのままにしておく、生活の質が落ちるということについては、市はどのような見解を持っているのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 補聴器を装着することによりまして、人とのコミュニケーションが可能となる方がいるなど、生活の質の向上につながることは承知しておりますが、しかしながら、加齢に伴う身体機能低下については、難聴に限らず、誰にでも起こりうる変化でありますことから、先ほども申しましたが、社会生活の支援を行うことにつきましては、実施による効果を見極める必要があると考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** もう1つは、中軽度をそのままにしておく、重度化するというふうなことも言われていますけれども、このことについては、市はどのような見解を持っているのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 老化に伴いまして、身体機能の低下、これらにつきましては、先ほども申しましたが、実施による効果を見極めながら、補助制度というのは確立していくべきだというふうに承知しております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 答えていただけないんですけれども、これは、私なりに調べたら出てきたんですけれども、耳鼻科のお医者さん自身が補聴器を早く使い始めなければならない理由で最も大切なのは、言葉の聞き取り能力の低下を防ぐためだということだそうです。耳の聞こえが悪くなってくると、脳がその状態に慣れてしまうと。脳が音の反応に鈍感になってくるということで、例えば、人やテレビの話し声が、声としては聞こえているのに、「さしすせそ」と言っているのか、「たちつてと」と言っているのかが聞き分けにくくなっていくということだそうです。それで、重度化していくと、より一層大変になってしまうというふうになるわけです。この重度化の基準は、40センチメートル以上離れると、会話が理解できないということだそうです。そうなんですけれども、そうなる大変な支障がますます出てくるというふうに思います。やはり、そういった観点も市は考えていく必要があると思います。

それから、研究を注視するということなんですけれども、この研究というのは、日本医療研究開発機構で平成30年度から行っているというふうに国会の参議院の中で答弁が平成31年3月20日にされているんですけれども、市も、この日本医療

研究開発機構での研究を、今、注視しているということによろしいのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 先ほど申しました平成 30 年度以降の研究につきましては、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が行っている研究の結果を注視したいと考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** となると私が、今、言ったことだと思うんですけども、この研究結果がいつ出るのかということは、市としては調べているのでしょうか。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 研究結果がいつ出るのかということで、先般、国のほうに問合せをいたしました。今年度中、令和 4 年度中を目途に研究結果を取りまとめていきたいという回答でありました。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** じゃあ、仮に令和 4 年度中に出れば、市としては、そこから、その先のことを検討するということによろしいですよ、先ほどの答弁では。

**○村川みどり委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○福井直文福祉部長** 研究結果が出た場合についてですけども、高齢者の難聴については、国においても、認知機能の低下の危険因子としておりまして、難聴への支援につきましては、介護予防であるとか、認知症予防の観点からも重要なものと考えております。よって、まずは、国において、標準的な指針であるとか、基準を示すべきものだと考えております。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 結果がいつ出るのかはよく分からないと。結果が出ても、やるかどうかよく分からないというのが今の市のスタンスだと思うんですけども、結果が、そうやって、いつ出るか分からない、あるいは、いつまでも待つということではなくて、やはり決断が必要だというふうに私は思います。

それで、私自身も、今、補聴器の購入は本当に高いという声を、あちこちから、高齢者から聞いていて、しかも導入している自治体は、今、6 県 180 市町村にまで広がっているというふうなことです。

国に実施を迫る上でも、やっぱり、一つ一つの自治体から、こういったことを実施していったら、国にも実施を迫っていくということも必要だと思います。そういった意味でも、議会でしっかりと決断をする必要があるという思いで、これは採択すべきだというふうに思います。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。奈良委員。

**○奈良祥孝委員** うちの会派も、議員団会議で議論をしてきました。それで、今、赤平委員がおっしゃることも十分に分かるんですが、最低限度の生活の保障は、や

はり、これは国がやるものだというふうに、私どもの会派では、そのような話になりました。

それで、もう1つは、実際に他都市でもやっているんですが、じゃあ、青森市はやって、弘前市の人は、そういったのはいいのかと。やっているところとやっていないところがあるというのであれば、私は、こういう最低限度の生活の保障というのは、憲法にもあるように、国がやるべきだと思うんです。やはり、国に求めるべきだと私は思っています。ですので、たしか、こういうやつの似たような意見書が過去に出たと思うんだけど、意見書には我々は賛成しています。ただ、やっぱり、今、言ったみたいに、我が会派としては、この手のものは、最低保障は国がやるべきという考えに達しましたので、私どもの会派としては不採択となります。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。渡部委員。

**○渡部伸広委員** 一般質問でも、私は申し上げましたけれども、市民クラブと同様です。まず、国で指針を示すべきというふうな思いでありますので、今回の請願については不採択です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本請願については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本請願については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村川みどり委員長** 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○村川みどり委員長** この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )